

## 榎の実学習会閉講式 ～1年間の成果発表～

2月7日、下榎集会所で小学校・中学校合同の「2016年度 榎の実学習会閉講式」を行いました。

当日は、小学生11人、中学生5人、小中学校教員、小谷下榎支部長が出席し、児童・生徒が1年間のまとめを発表しました。

小学生は、今年度人権学習で取り組んだ、「田淵ひとみさんと盲導犬リズとの交流」についての調べ学習のまとめを発表しました。「目かくし体験」など事前学習を経て当日を迎えた児童は、田淵さんへの質問や、リズと田淵さんとの行動を目の当たりにし、実際に出会って初めて分かることの大切さを実感したことなどを発表しました。

中学生は、「来年は3年生なので、下学年をリードして学習に取り組んでいきたい」と抱負を述べました。

小・中学校長から、「体験して初めて気づいたこと、実際に出会って分かったことなど、とても貴重な体験をした。1人ではできないことも何人かであればできる。仲間を大事にして、力を合わせて進んで行ってほしい。そして、お互いの生活を見直し合って、新たな目標に向かっていく最上級



▲1年間、休まず頑張ったね!

生になってほしい」とメッセージが送られました。

また、中田館長からも、チャンスの神様の話を例に、「チャンスを逃さないよう自分の夢に向かって、チャンスを正面からとらえて自分のものにしてください」と激励の言葉がありました。

なお、学習会にご理解とご協力を賜り、かかわっていただいた皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

### 「みんなで楽しく健康づくり」

#### ぽかぽかりハビリ教室

2月2日、日野病院の理学療法士、小巖香織さんの指導で、リハビリ教室を開きました。

はじめに、新聞紙1日分を丸めガムテープで留めたものを使い、肩こりの軽減方法や足裏マッサージのほか、筋力の衰えなどで起こりがちな、尿漏れの防止法の指導を受けました。

次に、バランスボールを使って身体全体を伸ばしました。バランスボールは転びやすいので、地域包括支援センター職員のサポートを受けたり、ソファーにつかまったりしながら、無理のないよう行いました。

当日の参加者は高齢の女性ばかりでしたが、時折笑い声も聞こえ、和気あいあいとした雰囲気を楽しむことができました。後日、「体を動かしたので、その日の夜はぐっすり眠れた」といった感想もあり、大満足の教室となりました。

### 《研修参加報告》

#### 「2016年度 西部隣協等職員スキルアップ研修会」に参加して

下榎隣保館職員

2月14日、南部町役場天萬庁舎まんでんホールで、「部落差別解消推進法と今後の部落解放運動」と題し、近畿大学人権問題研究所の北口末広さんの講演を聞きました。

はじめに北口さんは、「部落差別解消法」成立の意義を次のとおり説かれました。

①「部落差別」という文言を法律の名称に使用し、第一条(目的)に「現在もなお部落差別が存在すること」を明記し、今日においても重要な課題であること

②部落差別の完全撤廃を目的にすることを条文で明確に述べている。

③「国及び地方公共団体の責務」を法律の条文で明確に示した。

④第一条で、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを明記し、ネット上の悪質な差別事件も明確に踏まえている。

⑤相談体制の充実を図る。

⑥部落差別意識を撤廃していくための教育・啓発の明確な根拠ができた。

⑦部落差別の実態に係る調査の実施を明確に

とを再確認している。

⑧法的には努力義務の条文が多い部落差別解消法であっても、部落差別の撤廃を明確に目的に捉えた法的システムができた。

以上の点を踏まえ、この法律を理念法に留まらせるのも、実りあるものにするのも、その法律を可能な限り活用し、本法を世論形成の大きな一里塚として捉え、実態調査や相談体制の充実によって、立法事実の集積が進めば新たな展開を開くことができることを力説され閉会となりました。

「生涯学習でまちづくり」を目指して！

▼たんぼぼの会が鳥取県西部地区町村社会教育協議会長表彰を受賞

2月26日、「第8回鳥取県西部地区町村社会教育研究大会」が、ヴィレステひえづ（日吉津村）で開かれ、たんぼぼの会（田口郁江代表）が、鳥取県西部地区町村社会教育協議会長表彰を受賞しました。

これは、鳥取県の西部地区の町村で、長年、社会教育活動に励み、ほかの模範となるような活動が続けてきた団体・個人の功績に対して贈られるものです。

今回の受賞は、発足以来10年間にわたり、布絵本やお手玉、エプロンシアターなどつくり、図書館などへの寄贈や絵本の読み聞かせや子育て支援に貢献してきたことが評価されました。



受賞を喜ぶたんぼぼの会の皆さん

## 教育委員会からのお知らせ

3月1日に教育委員会を開き、次の案件について報告・承認されました。

### ・日野町立小・中学校管理規則の一部改正について（承認）

鳥取県が定める「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正に伴い、日野町の小中学校の管理規則の改正を行うもの。  
（新たに規定したもの）

▼いじめ事案の報告義務 ▼学習支援員、学校評価の公表、学校情報の提供 ▼無給休暇、育児休業など

### ・日野町立学校職員の服務に関する規定の一部改正について（承認）

日野町立小・中学校管理規則の一部が改正されたことにより、改正を行うもの。

（新たに規定したもの）

▼供給接待等の禁止 ▼休暇の取得手続き

▼育児休業など ▼各種様式の改正 ほか

### ・教育振興基本計画の年度末評価について

各項目ごとの現時点の評価の概要を報告

### ・休みの日のこどもの活動支援について

土曜日だけではなく、休日や長期の休業日を活用した豊かな体験活動などを推進していくことを確認した。

### 《次回の予定》

日時：4月4日（火）午後1時30分 場所：役場会議室※会議は公開しています。お気軽にお出かけください。

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



## ～引っ越しの後、荷物が無い?!～

<事例>引っ越しして、荷物を片付けていたが、衣類や食品で見つからないものがある。そのうちに出てくると思ったがやはり見つからない。しばらくしてから業者に聞いたが、「運んだ後にトラックは空だった」と言われた。



### ポイント

- ▶引っ越しの見積もりは複数の業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討すること
- ▶見積書と約款は契約内容を示す大切なものであると認識すること
- ▶引っ越し作業中および作業終了後にはすぐに荷物や家屋を点検すること

☆標準引越運送約款では、荷物の紛失や破損について、消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡しないと事業者の責任が消滅することになっているので、注意が必要です。



※困ったなと思ったら、あきらめずに日野町消費生活相談窓口へ

（解決困難事案は法律相談会への紹介も行います）

- ▶消費生活相談窓口直通ダイヤル（電話 72 - 0336）※役場産業振興課内
- ▶土日は、鳥取県立消費生活センターへ（電話 0859-34-2648）